

羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会

市では、「はむらん」をもっと便利に多くの皆さんに利用していただけるように、羽村市コミュニティバスはむらん運営推進懇談会を設置し、いろいろな分野の方から意見をいただきながら、皆さんの身近なバスとして、より良いものにしていきたいと考えています。

「はむらん」の事業運営について、あなたの考えをぜひ聞かせてください。

応募資格 市内在住の18歳以上の方で、「はむらん」

に関心のある方

募集人員 5人(応募多数の場合は公開抽選)

任期 2年間(6月1日～平成29年5月31日)

開催回数 平成27年度中に3回程度を予定

開催日時 原則平日昼間(2時間程度)

謝礼(1回) 2500円

応募方法 5月1日(金)までに、「住所・氏名・年齢・

職業・電話番号」を記入し、郵送・ファクス・E

メールまたは直接応募先へ(様式自由)

※抽選結果は、応募者全員にお知らせします。

応募先・問合せ 羽村市防災安全課交通・防犯係 216

〒205-8601(所在地記載不要) FAX 554-

2921 ☒ s106000@city.hamura.tokyo.jp

羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議

市では、市内の犯罪、交通事故、火災を未然に防ぎ、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、平成21年4月に「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」を施行し、それに基づき推進計画を策定しました。

この計画に基づく施策を推進する組織となる推進会議の推進員が任期満了となるため、新たに推進員を公募します。

推進会議では、関係機関および各団体との情報の共有化を図りながら、推進計画の内容について、実施方法などの見直しを行います。

応募資格 市内在住・在勤の18歳以上の方で、防犯、

交通安全、火災予防の観点から地域の安全について考えてみたい、またはすでにそのような活動に携わっている方

募集人員 5人(応募多数の場合は公開抽選)

任期 2年間(6月1日～平成29年5月31日)

開催回数 平成27年度中に3回程度を予定

開催日時 原則平日昼間(2時間程度)

謝礼(1回) 2500円

応募方法 5月1日(金)までに、「住所・氏名・年齢・

職業・電話番号」を記入し、郵送・ファクス・E

メールまたは直接応募先へ(様式自由)

※抽選結果は、応募者全員にお知らせします。

応募先・問合せ 羽村市防災安全課交通・防犯係 216

〒205-8601(所在地記載不要) FAX 554-

2921 ☒ s106000@city.hamura.tokyo.jp

羽村市図書館協議会

市では、図書館の運営にあたって、より一層地域の実情に合ったサービスや市民の皆さんや利用する方の声を十分に反映したサービスを提供していくため、羽村市図書館協議会を設置しています。

現在の委員の任期満了に伴い、新たな委員を募集します。

応募資格 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方

募集人員 2人

任期 7月～平成29年6月

開催日時 平日昼間(2時間程度)

報酬(日額) 9000円

応募方法 4月30日(木)(必着)までに、「羽村市図書館運営のあり方・応募の動機」について、原稿用紙

3枚(1200字)以内にまとめ、「住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号」を記入し、郵送または直接応募先へ

※持参の場合の受付時間は、15日(水)・20日(月)・27日(月)を除く午前10時から午後8時までです。

選考方法 作文を基に審査し、決定

※応募作文は非公開とし、選考後返却します。

※選考結果は、応募者全員にお知らせします。なお、

選考内容に関する問合せにはお答えできません。

応募先・問合せ 羽村市図書館 205-00003

羽村市緑ヶ丘2-11-2 ☎ 554-2280

イチゴとジャガイモの区画売り

市内農家が育てたイチゴとジャガイモの区画売りをを行います。

イチゴはそのまま食べても甘く、ジャガイモはゆでるとホクホクです。どなたでも申し込むことができます。

春の陽気の中、家族や友だちと一緒に収穫を楽しみませんか。

イチゴ



収穫期 5月初旬ごろ

農園所在地 羽加美4-20

区画数 20区画（先着順）

料金 1区画（40株）5000円

ジャガイモ



収穫期 6月中旬ごろ

農園所在地 ①羽加美1-18 ②羽加美4-21 ③緑ヶ丘5-9-10

区画数 各農園とも20区画（いずれも先着順）

料金 1区画（30株）3000円

申込み・問合せ 4月24日（金）の午前9時から正午までに、直接産業課農政係（市役所西分室2階）まで、

④663へ

※申込時に料金を支払ってください。おつりのないようお願いします。

援農ボランティア募集

身近な農作物の生産に携わりながら農業を応援する「援農ボランティア」を募集します。

実際に農業を体験することで、食の安全や安心が実感でき、農業に対する理解が深まります。皆さんのご支援をお願いします。

活動先 ①野菜農家 ②花卉農家

活動期間と対象

■長期 年間を通して週1日以上手伝える方

■短期 繁忙期やボランティアが可能な時期に手伝える方

申込み・問合せ 4月30日（木）までに、往復はがきに「希望活動先（①または②）・希望活動期間

（長期または短期）・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・そのほかの希望事項」を記入し、郵送または直接羽村市産業課農政係（市役所西分室2階）④663へ〒205-8601（所在地記載不要）

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

※活動は無償で行っていただきます。

※活動先・内容など希望に添えない場合があります。

※登録制のため、以前に登録した方は改めて申し込む必要はありません。

後期高齢者医療保険料

特別徴収額（年金引き落とし額）の調整を行います

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金からの引き落とし）は、4・6・8月に「仮徴収」、10・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。

○仮徴収（4・6・8月）：前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額（2月と同額）を納めていただきます。

○本徴収（10・12月・翌年2月）：確定した年間の保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。

6月、8月の特別徴収額が変更になる場合があります

年度途中で保険料額に変更が生じたり、過去に前年と翌年の保険料額が大きく変わったりした方は、4・6・8月に2月と同額で仮徴収すると、1年間の保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ってしまうことがあります。

そこで、1年間を通じて保険料額ができるだけ均等になるよう、6月と8月の徴収額を変更し、調整（平準化）します。なお、6月と8月の特別徴収額が平準化により変更となっても、保険料の総額は変わりません。

※平準化は、前半と後半の保険料額に大きな差が出る方を対象としています。平成25年中の所得額をもとに平準化をしており、年によって変動が見込まれる所得のある方については、対象としていません。

※平準化を行っても、収入が変動するなどして保険料額が変わった場合は、年度内での各納期の保険料額に偏りが出ることがあります。

問合せ 市民課高齢医療・年金係④138